

海洋安全保障情報月報

2007年10月号



目次

2007年10月の主要事象

1. 情報要約

1.1 治安

1.2 軍事

1.3 外交・国際関係

トピック：米上院外交委員会、国連海洋法条約批准に関する第2回公聴会

海外論調：北極圏を巡る関係各国の角逐—新たな冷戦？

1.4 海運・資源・環境・その他

2. 情報分析

2007年第3四半期までの海賊行為と武装強盗事案

本月報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

発行者：秋山昌廣

執筆者：秋元一峰、犬塚勤、今泉武久、上野英詞、小谷哲男、友森武久、斉藤弘子

本書の無断掲載、複写、複製を禁じます。

2007年10月の主要事象

治安：米シンクタンク、The Jamestown Foundation が 11 日に発表した隔週誌は論説で、マラッカ海峡に国際的関心が集まっている中で、フィリピン、インドネシア及びマレーシアを結ぶシーレーンの治安状況が悪化しているとして、懸念を表明している。

大量破壊兵器の拡散阻止構想 (PSI) に基づく多国間海上阻止演習、Pacific Shield 07 が 13 日から 15 日まで、伊豆大島沖で実施された。海上自衛隊の主催による PSI 演習は 2004 年に次いで 2 回目である。

国際海事局 (the International Maritime Bureau: IMB) とアジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センター (ISC) は 2007 年第 3 四半期 (9 月末まで) の海賊行為と武装強盗事案に関する報告書を公表した。本月報 2.情報分析参照。

28～30 日にかけて、ソマリア沖において、パナマ船籍で日本の海運会社用船のケミカル・タンカーのハイジャック事案を含む、海賊襲撃事案が連続発生した。

軍事：米科学者連盟 (Federation of American Scientists: FAS) は、中国の新型弾道ミサイル原潜 (SSBN)、*Type-094* (晋級) が 2 隻係留されている衛星画像写真を公表した。

インドのメタ海軍司令官は 11 日、地域協力の強化を狙いとした、インド洋海軍シンポジウムを 2008 年 2 月にニューデリーで開催するために、インド洋沿岸 31 カ国の海軍司令官に招請状を発した、と語った。

18 日付のシンガポール紙、*The Straits Times* は、最近の中国海軍の欧州巡航とオセアニア巡航を取り上げ、中国海軍の行動範囲が伸びていることについて、真の外洋海軍への技能と自信がますます高まってきていることを示しているとする、論説を掲載した。

米国の海軍作戦部長、海兵隊司令官及び沿岸警備隊司令官は合同で 17 日、海軍大学での国際シンポジウムにおいて、"A Cooperative Strategy for 21st Century Seapower" と題する、新たな海洋戦略を発表した。

外交・国際関係：英国外務省報道官は 17 日、英国は英領南極地域の周辺海域に対する主権申請を準備していることを明らかにした。英国の上記発表に対しては、チリとアルゼンチンが声明を発表した。

米上院外交委員会は 4 日、国連海洋法条約 (UNCLOS) の批准承認に関する 2 回目の公聴会を開催した。「トピック」として、今回の公聴会から、批准反対論と海事関係及び石油・天然ガス関係業界の代表による批准賛成論を紹介した。

海運・資源・環境・その他：米沿岸警備隊は、北極海に面した米国最北端の町、アラスカ州バローの近くに初の哨戒基地の建設を計画している。沿岸警備隊によれば、新設基地は、当初は季節限定で、2008 年春までに発足することになる。

1. 情報要約

1.1 治安

10月10日「インドネシア海軍、マラッカ海峡に4基のレーダー設置」(Xinhua, October 10, 2007)

インドネシア海軍のソエビジャント (ADM Slamet Soebijanto) 司令官が10日、語ったところによれば、マラッカ海峡沿いに設置を計画していた9基のレーダー施設の内、4基が完成し、残りの5基も2007年中に完成する。完成した4基の内、2基はインドネシア政府の費用で、他の2基は米国からの財政支援を受けた。

10月11日「悪化する治安情勢—フィリピン・インドネシア・マレーシア3国国境海域」(Terrorism Monitor, Vol. 5, Issue 19, October 11, 2007, The Jamestown Foundation)

米シンクタンク、The Jamestown Foundation が11日に発表した隔週誌、*Terrorism Monitor* は、“The Triborder Sea Area: Maritime Southeast Asia's Ungoverned Space” と題する論説で、マラッカ海峡に国際的関心が集まっている中で、フィリピン、インドネシア及びマレーシアを結ぶシーレーンの治安状況が悪化しているとして、要旨以下のように述べている。

- ① 3国国境海域は、2つの海域からなる。1つは、フィリピン南西部のスルー海で、北西部のパラワン島から南東部のスルー諸島、そして南西部のマレーシア・サバ州に至る10万平方マイルの海域である。もう1つは、セレベス海（スラウェッシ海）で、北はスルー諸島とミンダナオ島、西はサバ州とインドネシアのカリマンタン島、そして南はスラウェッシ島までの11万平方マイルの海域である。セレベス海南西部はマカッサル海峡に繋がっており、マラッカ海峡を通峡できない大型原油タンカーの通航が増えてきている。
- ② スルー諸島、ミンダナオ島及びスラウェッシ島は長年にわたって、フィリピン、インドネシア両国の中央政府から等閑視されてきた結果、治安が悪化し、汚職が蔓延り、最貧状況にある。また、ミンダナオ島では、過去30年余にわたって反政府、分離独立紛争が続いている。その結果、スルー海とセレベス海は、密輸、海賊、麻薬・銃器・人の不法な移動といった、不法な海洋活動の巢窟となってきた。安全保障問題の専門家の懸念は、この海域がテロリスト集団の海洋活動の根拠海域となることである。
- ③ 問題は、この海域の脅威に対処する能力が、特にフィリピンとインドネシアにおいて欠けていることである。フィリピン軍は東南アジアで最弱の軍隊である。国内治安対処のために陸軍が予算上優先され、海軍と沿岸警備隊は自国のシーレーンを防衛できない。インドネシア海軍も同様の問題に直面している。同国海軍は、3万4,000マイルの海岸線、490万平方マイルの領海、EEZを防衛するには、大幅な戦力不足である。（海洋安全保障情報月報2007年9月号1.2軍事参照）マレーシアはこれら両国よりは良好な戦力を保有しているが、その力点はマラッカ海峡に置かれている。
- ④ 3国間の安全保障協力も限られたものである。3国海軍による調整された哨戒活動が実施されているが、頻度と動員戦力が限られている。インドネシアとフィリピンは年4回、合同哨戒、CORPAT PHILINDOを実施しているが、両国各1隻の艦艇で、期間も10日間に過ぎない。両国は最近、合同哨戒に強化に合意している。マレーシアとフィリピンは年2回、合同哨戒、OPS PHIMALを実施している。この海域の脅威に対処するためには、これら3国は、能力構築に対する外部からの支

援を必要としている。

10月13～15日「多国間海上阻止訓練、伊豆大島沖で実施」(The Yomiuri Shimbun, October 14, 2007)

大量破壊兵器の拡散阻止構想 (PSI) に基づく多国間海上阻止演習、Pacific Shield 07 が 13 日から 15 日まで、伊豆大島沖で実施された。海上自衛隊の主催による PSI 演習は 2004 年に次いで 2 回目である。演習には、日本の他に、オーストラリア、英国、フランス、ニュージーランド、シンガポール及び米国が参加した。中国と韓国が演習に参加しなかったが、北朝鮮を刺激することを懸念したためと見られる。また、演習には、ブルネイ、インド、ラオス、マレーシア、モンゴル、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン及びベトナムを含む 40 カ国がオブザーバーとして参加した。

10月16日「2007年9月末までの海賊行為と武装強盗事案、前年同期より14%増」(AP, October 16, 2007)

国際海事局 (the International Maritime Bureau: IMB) は 16 日、IMB 海賊通報センター (Piracy Reporting Centre: PRC) を通じて、2007 年第 3 四半期 (9 月末まで) の海賊行為と武装強盗事案に関する報告書を公表した。2007 年第 3 四半期の全発生事案は 198 件で、2006 年同期の 174 件に比して、14%増となっている。(詳細は、アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センター (ISC) の報告書と共に、本月報 2.情報分析参照)

10月23日「マラッカ海峡の安全強化に関する8カ国協議」(Antara News, October 24, 2007)

沿岸 3 国—インドネシア、マレーシア及びシンガポールに加えて、オーストラリア、中国、日本、韓国及び米国の 8 カ国は 23 日、インドネシアのスラウェシ島北部のマナド (Manado) において、マラッカ海峡の船舶通行の安全・保安・海洋環境保全について話し合った。この会議、Pre-Project Coordination Committee Meeting は、「協力メカニズム」について合意した、9 月 4-6 日のシンガポール会議をフォローアップするものである。(シンガポール会議については、海洋安全保障情報月報 2007 年 9 月号 1.1 治安参照)

10月23日「米・モンゴル、モンゴル船籍船に対する臨検協定に調印」(Mongolia Web, October 25, 2007)

モンゴルは内陸国だが、62 隻の便宜置籍船を有している。このため、米国とモンゴル 23 日、これらモンゴル船籍船が大量破壊兵器の搭載を疑われた場合、モンゴルがこれらの船舶に対する臨検を認める協定に調印した。この協定は、北朝鮮のような、ならず者国家に対する監視を強化するもので、モンゴルは米国と同様の協定を結んだ 8 番目の国となった。パナマ、リベリア、マルタ、キプロス及びマーシャル諸島を含む上位 10 番目までの便宜置籍船国の内、5 カ国が米国と同種の協定を結んでおり、1 万隻近い船舶が臨検可能である。

10月28～31日「ソマリア沖で海賊襲撃事案、連続発生」(various sources)

(1) 国際海事局 (the International Maritime Bureau: IMB) 海賊通報センター (Piracy Reporting Centre: PRC) によれば、パナマ船籍で日本の海運会社 (ドーヴァル海運株式会社) 用船のケミカル・タンカー、*The Golden Nori* が「アフリカの角」沖のソコトラ諸島近海で、28 日にハイジャック

クされた。タンカーの乗組員は 23 人で、船長を含むフィリピン人が 9 人、ミャンマー人が 12 人、韓国人が 2 人で、日本人はいない。諸報道を総合すれば、*The Golden Nori* が 28 日に発信した遭難信号はノルウェーの救難センターがキャッチし、クアラルンプールの PRC にリレーされた。この海域を哨戒する連合任務部隊 150 (CTF-150) を構成する、米第 5 艦隊の誘導ミサイル駆逐艦、USS *Porter* (DDG 78) と USS *Arleigh Burke* (DDG 51) が遭難信号に対応した。USS *Porter* は、モガディシュの暫定政府の許可を得てソマリア領海に入り、タンカーに繋がれていた 2 隻の小型快速ボートを撃沈し、海賊はタンカーから逃れられなくなった。30 日現在、タンカーはハイジャッカーの手中にあるが、USS *Porter* の監視下にある。USS *Arleigh Burke* は、海賊が使用した司令母船を追跡中である。タンカーは発火性の高いベンゼンを積んでいたが、タンカーに負傷者はないと見られ、また海賊も撃ち返してこなかった。(以上は、CNN, October 29, ABS-CBN News, October 30, Stars and Stripes, October 31, and The Irrawaddy, November 1, 2007 による。)

バンコク所在の Seafarers Union of Burma の Ko Thura 理事長は 30 日、ミャンマー人船員の安否について懸念しているが、ミャンマー政府はこれまでも海賊に襲撃された船員にほとんど支援の手を差し伸べなかったと不満を漏らしている。この組合は国外にあって、2~3 万人と見られるミャンマー人船員を支援しているが、彼らの大部分は便宜置籍船で少ない給与と劣悪な労働条件で働いているという。(The Irrawaddy, November 1, 2007)

フィリピン外務省担当官は 31 日、IMB、日本の用船会社及び日本政府と乗組員の釈放に向けて調整中である、と語った。外務省担当官は、ハイジャッカーとは直接交渉しないこと、身代金を支払わないことを確認している。同担当官によれば、フィリピン人船長が母国の家族と連絡を取り、乗組員が良好な状態であること、海賊による扱いが丁寧であることを伝えたという。(以上は、Channel News Asia, October 31, and ABC Radio Australia, November 2, 2007 による。)

(2) 北朝鮮船籍の貨物船、*The Dai Hong Dan* (大紅湍) が 30 日にソマリア沖で海賊に襲撃され、米海軍に救出された。11 月 1 日付けの韓国紙、Chosun Ilbo (朝鮮日報) の報道によれば、クアラルンプールの PRC は 30 日 0800 に *The Dai Hong Dan* からの遭難信号を受信し、米第 5 艦隊に救援を求めた。PRC によれば、*The Dai Hong Dan* の乗組員は 43 人で、モガディシュの港で積荷の砂糖を降ろした後、沖合 108 キロの海域に停泊していた。現場から 90 キロの海域にいた誘導ミサイル駆逐艦、USS *James E. Williams* が現場に向かった。救難ヘリが現場に到着して、船上の 7 人の海賊に降伏を要求した。米艦が現場に到着するまでに、北朝鮮の乗組員は海賊と激しい銃撃戦の末、海賊を制圧した。6 人の海賊が拘束され、1 人が死亡した。*The Dai Hong Dan* は、米艦に 3 人の負傷した船員の手当を要請し、彼らは米艦に移された。(以上は、Navy News Stand, October 31, and Chosun Ilbo, November 1, 2007 による。)

(3) 30 日付けの Reuters 電によれば、東アフリカ海員支援計画のムワングラ (Andrew Mwangura) 部長は、29 日夜か 30 日朝に 22 人が乗った韓国船籍貨物船がモガディシュ沖で海賊にハイジャックされたと言った。(Chosun Ilbo, October 31, 2007)

(4) 海賊事案の多発海域であるソマリア沖と「アフリカの角」海域は、連合海軍部隊 (Combined Maritime Forces) の 3 個任務部隊の 1 つである、バーレーンのマナマを基地とし、20 カ国の海軍艦艇で構成される連合任務部隊 150 (CTF-150) の哨戒海域に含まれている。その重要任務の 1 つは、海洋安全保障作戦 (MSO) であり、海洋環境の安全と安定を維持すると共に、域内各国の沿岸海域における対テロ安全保障努力を補完することである。任務部隊はまた、商船の安全な通航や漁船の安全操業のために国際水路における安全と保全を確保するための国際的な海洋に関する諸協定

に基づいてMSOを実施している。(Navy News Stand, October 31, 2007)

1.2 軍事

10月2日「米アフリカ軍、始動」(Defense-aerospace, October 3, 2007)

米国の新設統合軍、US Africa Command (AFRICOM) のウォード (Gen. William F. Ward) 司令官は2日、AFRICOMが「初期作戦能力」(initial operating capacity)に達したと発表した。AFRICOMは当面、米欧州軍司令部が所在するドイツのシュトゥットガルトに同居するが、2008年9月30日まではアフリカの何処かに司令部を置くことになっている。これまで、リベリアがAFRICOMに自国領を基地として提供する意向を表明しているが、ナイジェリア外務相は、如何なる外国軍隊のアフリカ駐留も歓迎しないと声明している。また、アンゴラ、コンゴ民主共和国、マダカスカルを含む14カ国から構成される、南部アフリカ開発共同体 (Southern African Development Community: SADC) は最近、AFRICOMの司令部受け入れを拒否した。AFRICOMは現在、中核スタッフ120人で運営されているが、最終的には、軍人と国防省文官に加えて、国務省、国際開発局、商務省及び財務省からの要員も加わることになっている。

10月4日「米研究者、中国の弾道ミサイル潜水艦の衛星画像公表」(Federation of American Scientists, October 4, 2007)

米科学者連盟 (Federation of American Scientists: FAS) は、中国の新型弾道ミサイル原潜 (SSBN)、*Type-094* (晋級) が2隻係留されている衛星画像写真 (グーグル・アース) を公表した。FASが衛星画像を公表するのは、2007年7月に次いで2回目である。(海洋安全保障情報月報2007年7月号、1.2 軍事参照)

この写真は、北京東方約400キロにある、HuludaoのBohai造船所のドックに係留されている2隻のSSBNを写したものである。米海軍情報部によれば、中国は*Type-094*を5隻建造すると見られる。中国はこれら2隻のSSBNを何時進水させたかは不明だが、この写真は2007年5月3日に撮影されたものである。2007年7月の大連のXiaopingdao基地で撮られた最初の*Type-094*の写真は2006年10月17日のものである。従って、この2枚の写真から、2つの可能性が推測される。1つは、最初の写真のSSBNが修理または改良のためにHuludaoに寄港し、2番艦と共に撮影された。もう1つの可能性は、Huludaoの2隻は実際に*Type-094*の2番艦と3番艦である可能性である。

Source: FAS Strategic Security Blog, October 4 and 15, 2007
(<http://www.fas.org/blog/ssp/china/>)

China's new *Jin*-class SSBNs at Huludao shipyard

10月11日「インド、インド洋海軍シンポを2008年2月に開催へ」(The Straits Times, Singapore, October 12, 2007)

インドのメタ (ADM Sureesh Mehta) 海軍司令官は11日、地域協力の強化を狙いとした、インド洋海軍シンポジウム (the Indian Ocean Naval Symposium) を2008年2月にニューデリーで開催するために、インド洋沿岸31カ国の海軍司令官に招請状を発送した、と語った。これは、シンガポールの the Rajaratnam School of International Studies とインドの India's National Maritime Foundation がニューデリーで開催したセミナーで明らかにされた。

メタ司令官は、「非対称的脅威の増大に鑑み、海洋国家の警察的機能が極めて重要になってきている。このための所要は、1国家が必要とする海軍力の規模や機能を超えている。そこで、各国の合同による連携が必要になってくる。海軍力が果たす外交的役割は、目を追って高まっている」と強調した。更に、同司令官は、「戦略環境の急激な変化の中で、海洋問題の重要性がかってないほど高まっている。私は、こうした状況を、70-80-90 コンセプトと呼んでいる。即ち、海洋は地球表面の70%をカバーしており、人口と工業生産の80%が沿岸地域に移っており、沿岸地域の重要性が極めて大きくなっている。そして世界の富の90%が海洋を経由しているからである」とも述べた。

この会議は、海洋安全保障に対する挑戦を認識し、ドクトリン、戦略及び運用手順におけるインターオペラビリティを開発することを狙いとしている。会議計画に関わるインド海軍高官によれば、中国はインド洋沿岸国でないので招請されておらず、また米国も招請されていない。フランス、パキスタン及び南アフリカは、シンガポール、オーストラリア及びインドネシアなどと共に、招請リスト

に載っている。

10月17日「米、新海洋戦略を発表」(Washington Post, October 17, 2007)

米国の海軍作戦部長、海兵隊司令官及び沿岸警備隊司令官は合同で17日、海軍大学での国際シンポジウムにおいて、新たな海洋戦略を発表した。"A Cooperative Strategy for 21st Century Seapower"と題する新戦略は、9.11とその後の対テロ戦争を踏まえて、戦争に勝利することと同程度に、紛争の予防を重視しており、どの国も単独ではテロとその他の脅威に対して世界の海洋を護ることはできないとの認識を示している。その上で、新戦略は、海洋における戦闘という狭い視点から、テロに対処すると共に、人道的支援を提供するために、「ソフトパワー」を活用する方向に転換すべきことを重視している。このアプローチは、1980年代に海軍によって構想され、ソ連に対する攻勢的作戦に重きを置いた現在の海洋戦略から、明快な決別を画するものである。

新海洋戦略：<http://www.navy.mil/maritime/>

10月18日「中国海軍—伸びる行動範囲」(The Straits Times, Singapore, October 18, 2007)

18日付のシンガポール紙、*The Straits Times*で、S.ラジャトナム国際研究大学(RSIS)のLoro Herta客員研究員は、“Chinese navy extends its reach”と題する論説で、最近の中国海軍の欧州巡航とオセアニア巡航を取り上げ、中国海軍の行動範囲が伸びていることについて、要旨以下のように述べている。

- ①中国海軍の2隻の中国海軍艦艇、誘導ミサイル駆逐艦「広州」と補給艦「微山湖」は7月24日、海南省三亚を出港し、欧州を巡航する87日間の航海を行った。中国艦隊は、ロシアのサンクトペテルブルグ、英国のポーツマス、スペインのカディス、フランスのトゥーロンに寄港した。(海洋安全保障情報月報2007年7月号1.2軍事既報)ロシアでは友好訪問のみであったが、英国では、英海軍空母、*Ark Royal*を含む英国海軍と捜索救難、通信連絡及び艦隊運動などの演習を実施した。これは、中国海軍による北大西洋での初めての演習であった。スペインでは、同国と初めての捜索救難演習を行った。フランスでは、2004年3月の南シナ海における初めての演習以来、同国と2度目の演習を行った。
- ②中国海軍の2隻の艦艇、誘導ミサイル駆逐艦「哈爾濱」、燃料補給艦「洪沢湖」は9月10日、オーストラリア、ニュージーランドとの初めての3日間合同海軍演習に参加するために、青島を出港した。(海洋安全保障情報月報2007年9月号1.2軍事既報)
- ③一方、中国海軍は2007年7月以来、南沙諸島周辺海域における演習とアグレッシブな哨戒活動を行っており、7月11日には、中国海軍艦艇は、領海侵犯を理由にベトナム漁船を銃撃した。
- ④欧州における中国海軍の演習はアジア海域以外では初めてであり、このことは中国海軍の公海における運用能力と行動範囲が伸びていることを示している。中国海軍の欧州巡航、オセアニア巡航そして南シナ海での行動は、地理的に広範な海域で幾つかの行動を同時に実施できる能力を誇示するものである。また、欧州とオセアニアでの演習は、米海軍と通信、運用及びドクトリンにおいて多くを共有している西側主要国との演習であり、こうした面での運用手順に接する機会となっている。更に、アジア海域での大規模な海軍演習(例えば、2007年9月のMalabar-2007のように)はその狙いを巡って論議を呼びやすいが、欧州やオセアニアでの演習は、中国海軍にとって大きな注目を集めることなく技能を演練する機会となった。現在まで、中国海軍は、米海軍が展開する西太平洋での大規模な演習を回避してきた。

⑤中国海軍の最近の演習は、海軍外交の域を超え、域外における行動能力を誇示するものであり、真の外洋海軍への技能と自信がますます高まってきていることを示している。

10月28日「米戦略ミサイル原潜、特殊任務用への換装完了」(Honolulu Star-Bulletin, October 28, 2007)

戦略ミサイル原潜(SSBN)、USS *Ohio*は、通常弾頭型トマホーク巡航ミサイル(154基)を搭載し、海軍特殊部隊、SEAL(66人)を乗せた、特殊作戦用プラットフォームへの換装が完了し、現在、ハワイ沖で公試の最終段階にある。終了後、14カ月間にわたって西太平洋(インド洋を含む)に展開し、処女任務に就く。14カ月間の展開中、潜水艦の展開期間を最大限確保するために、乗組員は3〜4カ月毎にグアムで交代する。海軍は最も古い4隻の*Ohio*級SSBNを特殊作戦用プラットフォームに換装する計画である。

1.3 外交・国際関係

10月17日「英国、英領南極地域に対する主権申請を準備」(BBC News, October 17, 2007)

英国外務省報道官は17日、英国は英領南極地域(the British Antarctica Territory)*の周辺海域に対する主権申請を準備していることを明らかにした。同報道官は、これは「将来へのセーフガード」(a safeguard for the future)であり、名目だけのものである、と意味づけた。同報道官によれば、この申請は、英国が2009年5月の国連海洋法条約(UNCLOS)の大陸棚外側限界の延長申請期限を視野に準備を進めているもので、これによって南極海域に対する英国の管轄権は38万6,000平方マイル以上拡大されることになる。同報道官によれば、この申請が認められても、1991年の環境保護に関する南極条約議定書(Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty)が鉱物資源活動を禁止しており、これによって英国が海底の石油・天然ガスを開発することはない。

こうした英国の動きは、8月のロシアの北極遠征に見られるように、地球環境の変化を見込んで、海底の潜在的な石油・天然ガス資源に対する管轄権を確保しようとする、最近の関係各国の活動に英国も参加するとの意思を誇示するものである。外務省報道官は、「将来のためのセーフガードを確保しておくことは不可決であり、もし将来南極条約が廃止になれば—その可能性はほとんどないが、我々は、この海域に対する我々の主権申請に対するセーフガードを持つことになろう」と語った。

現在、7カ国—英、ノルウェー、仏、豪、NZ、チリ、アルゼンチンが南極大陸の主権を主張しており、その面積は南極大陸の6分の5に及ぶ。英国が主張する地域(地図参照)は、そのほとんどがアルゼンチンかチリの主張する地域と重なっている。英領南極地域は60万平方マイル以上であり、1908年に領有宣言され(最も古い領有宣言)、現在2カ所に恒久的な観測基地が設置されている。

なお、英国は現在、UNCLOSの「大陸棚の限界に関する委員会」(CLCS)に対して、フランス、スペイン及びアイルランドと共同で、ビスケー湾(the Bay of Biscay)の一部について大陸棚限界の延長申請を提出している**。英国はまた、スコットランド西岸沖の大西洋上のロッコール島(Hatton-Rockall)について、アイスランド、アイルランド及びデンマークとの間で共同申請について協議中であり、フォークランド諸島・サウスジョージア島・アセション島周辺海域の延長申請も準備中である。

注* : 英領南極地域については、British Antarctic Survey の HP 参照。

http://www.antarctica.ac.uk/about_antarctica/index.php

注** : CLCS に対する申請内容については、CLCS の HP 参照。また、海洋安全保障情報月報 2007 年 9 月号 2.情報分析参照。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/clcs_home.htm

Source: BBC News, October 17, 2007
(http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/7048237.stm)

英領南極地域

【関連記事】

英国の上記発表は、チリとアルゼンチンとの間で、紛争を誘発することになりそうである。以下は、両国政府の反応である。

「チリ政府の反応」(BBC News, October 19, 2007)

チリ外務省は声明で、英国の申請は南極大陸の領土と海域に対するチリの権限に影響を及ぼさないとし、チリ領とその海域に対する自国の主権申請を再確認した。

「アルゼンチンの反応」(The Guardian, October 19, 2007)

アルゼンチン外相は、英国は大西洋南部海域の主権的権利を巡って挑戦を受けることになると警告すると共に、アルゼンチンはフォークランド諸島（マルビナス諸島）と南極大陸の周辺海域に対する主権的権利を申請すると語った。同外相によれば、アルゼンチンは CLCS に対する申請を検討中であり、これには、アルゼンチン領南極地域、マルビナス諸島（フォークランド諸島）・サウスジョージア島・サウスサンドイッチ諸島（いずれも英領）が含まれている。同外相は、「これらは我が国の固有の領土の一部であり、我が国の国益と主権的権利を護るために、我々は申請準備を精力的に進めている」と語った。

英国とアルゼンチンは、南極大陸の領土主権の主張が重複しているが、1959 年の南極条約は領土紛争を「凍結した。」英国の発表は、この地域の領土を巡る両国の紛争を再燃させることになった。アルゼンチンは、マルビナス諸島・サウスジョージア島・サウスサンドイッチ諸島の領有権を放棄していない。

英国外務省はアルゼンチン外相の発言に特に反応していないが、外務省報道官は、「我々は、南極条約に規定された義務を遵守すると共に、国際法に基づくコンセンサスによって、海洋の法的秩序を確立するために、国連の平和的でオープンな長期的プロセスに参画していく」と語った。

トピック

米上院外交委員会、国連海洋法条約批准に関する第2回公聴会

米上院外交委員会（バイデン委員長〈Joseph Biden〉、民主）は、10月4日、国連海洋法条約（UNCLOS）の批准承認に関する2回目の公聴会を開催した。今回の公聴会で証言したのは、以下の各証人である。

①クラーク（ADM Vern Clark）元海軍作戦部長（批准賛成）、②オクスマン（Bernard Oxman）マイアミ大学教授（批准賛成）、③ギャフニー（Frank J. Gaffney, Jr.）証人（President, Center for Security Policy）（批准反対）、④スミス（Fred L. Smith, Jr.）証人（President, Competitive Enterprise Institute）（批准反対）、⑤ケリー（Paul C. Kelly）証人（President, Gulf of Mexico Foundation）（批准賛成）、⑥コックス（Joseph J. Cox）証人（President, Chamber of Shipping of America）（批准賛成）、⑦バーネット（Douglas R. Burnett）証人（Partner, Holland & Knight, LLP）（批准賛成）。（各証人の証言は以下の URL 参照：<http://foreign.senate.gov/hearings/2007/hrg071004a.html>）

今回の公聴会では、ルーガー共和党筆頭委員は開会声明で、1950年に当時のソ連が国連安保理をボイコットしている間に、北朝鮮による南進で朝鮮戦争が勃発し、国連軍が編成された故事を引き、米国の UNCLOS の加盟国であるかどうかに関係なく、UNCLOS が海洋に関わる法規の基本であり続けると述べて、批准承認の実現を訴えた。

9月27日の第1回目の公聴会では、国務・国防両省の証人が早期批准を求めた（各証人の証言要旨は海洋安全保障情報月報2007年9月号「トピック」に掲載）。今回の公聴会で批准賛成論を展開した、クラーク証人とオクスマン証人の論旨は、第1回の政府側証人と基本的に同じである。従って、今回の公聴会からは、ギャフニー証人及びスミス証人の批准反対論と海事関係及び石油・天然ガス関係業界を代表して批准賛成論を展開したケリー、コックス及びバーネット各証人の証言要旨を紹介する。備考：上院外交委員会は10月31日、賛成17対反対4でUNCLOSの批准を承認し、上院本会議に送付した。

1. ギャフニー証人の批准反対論

ギャフニー証人（以下、証人）は、長文のステートメントの冒頭で、「UNCLOSは米国の国家安全保障、主権及び経済的利益に合致しないとしたレーガン大統領の判断が正しかった。私は今日でもそう思っており、上院が批准承認しないよう強く訴える」と述べ、UNCLOSが米国の主権と国家安全保障利益に及ぼす否定的影響について、主として以下の諸点を指摘した。証人の批准反対論には、多国間条約が米国の主権を制限することへの強い警戒感と嫌悪感が見られる。（なお、証人は、海洋法条約を the Law of the Sea Treaty (LOST) と称しているが、海洋安全保障情報月報では、UNCLOS の表記で統一する。）

(1) 証人はまず、レーガン政権が UNCLOS に反対した主たる理由として、UNCLOS 第11部「深海底」に関する規定を挙げ、以下の問題点を指摘した。①国際深海底機構（the International Seabed Authority: ISA）の政策決定機関において米国の適切な影響力が担保されていないこと。②深海底の資源に関する探査に関する規制。③ISAと開発途上国に対する強制的な技術移転。④「事業体」（Enterprise）として知られるISAと提携した超国家的な鉱業会社に付与される競争上の優位。⑤深海底の鉱物採取に関わる財政的負担の押付。⑥米国の鉱物業界に対してISAが法的規制を課す可

能性。

第 11 部「深海底」に関しては、1994 年に「実施協定」が作成された。その前文には、「第 11 部の規定の実施に影響を及ぼす政治的及び経済的変化（市場経済指向の方向性を含む）に留意し」、「条約への普遍的な参加を促進することを希望し」、1994 年協定が作成されたとする文言が見られる。また、1994 年協定は、その第 2 条で「第 11 部の規定と共に単一の文書として一括して解釈され、かつ適用され」、両者の規定が抵触する場合には「この協定が優先する」と規定している。これについて、証人は、1994 年協定によって前記の問題点を完全に解消されたわけではないとして、特に「1994 年協定は、運営、予算及び財政に関する ISA 総会の決定は理事会の決定に基づくとしており、米国は理事国を保証されているが、理事会はコンセンサス方式で、拒否権を有しない」と指摘し、米国の影響力が全面的に担保されていないことを重視している。

(2) 次に証人は、UNCLOS という名称が示すように、UNCLOS とその機関が実質的にも組織的にも国連と不可分の関係にあることを問題としている。証人は、米国が加盟すれば、「UNCLOS の機関が米国の利益を阻害するような形で権限を行使し、これらの機関や国連のその他の機関によって発布される主権を侵害するような義務や規制の網が強化され、不可避免的に国家を超越した世界政府的機構の出現を促進することになることが予測される」と指摘している。その上で、証人は、「米国にとって、こうした望ましくない結果を牽制する唯一の方策は UNCLOS の非加盟国であることである」と強調している。

(3) 証人は、海洋に関わる紛争の解決に言及し、国際海洋法裁判所や国際司法裁判所などの紛争解決機関の決定が法的拘束力を有することこそ、「米国がこの 25 年間続けてきた慣行—即ち、UNCLOS の規定の中で、異議を唱えることができない部分については自発的に遵守するが、それらが規定する諸義務には煩わされない—を、引き続き継続した方がよいと主張する、最も重要な理由の 1 つである」と述べている。

そして証人は、UNCLOS の諸義務が米国の軍事活動や国家利益に合致しない場合が特に問題になるとして、米国の安全保障利益に否定的影響を及ぼす UNCLOS の規定には、以下の条項が含まれると指摘している。①公海を「平和目的」のためにのみ利用するとすること（第 88 条）。②「武力による威嚇又は武力の行使を、如何なる国の領土保全又は政治的独立に対するものも」慎むよう、加盟国に求めていること（第 301 条）。③領海においては浮上して航行し、国旗を掲げるよう、潜水艦に義務づけていること（第 20 条）。④平和目的以外の如何なる海洋調査も禁止すると共に、領海内での実施に当たっては当該沿岸国の認可を求めていること（第 240 条）。証人は、米国が加盟国になることで、こうした条項によって米国の軍事活動が制約されることを懸念している。

(4) 技術移転について、証人は、UNCLOS が広範なデータと技術移転を求めており、少なくともその一部は米産業界の競争力にとって有害となり得るものであるとして、以下の条項を挙げている。

①第 266 条は、「公正かつ合理的な条件で海洋科学及び海洋技術を発展させ及び移転することを積極的に促進するため、自国の能力に応じて協力する」ことを加盟国に求めると共に、海洋技術の移転のために「好ましい経済的及び法的な条件を促進するよう努力する」ことを求めている。②第 268 条は、「海洋技術に関する知識の取得、評価及び普及並びにこれらに関連する情報及びデータの利用を促進する」ことを加盟国に求めている。③第 269 条は、「すべての種類の海洋技術を、この分野における技術援助を必要とし及び要請することのある国に対し効果的に移転するための技術協力計画を作成する」ことを加盟国に求めている。④更に付属書 VII「仲裁」第 6 条では、紛争当事国に対して、「仲裁裁判所の運営に便宜を与え」、「全ての関連ある文書、便益及び情報を仲裁裁判所に提供

する」ことを求めている。従って、加盟国は、有利な結果を期待するためというよりは、単に重要な技術情報を得る目的で、米国や米産業界を仲裁裁判所に引き出すこともあり得る。以上のような認識から、証人は、「経済的及び国家安全保障の観点から見れば、UNCLOS に含まれる義務的な技術移転条項から、最も失うものが多い国は米国である」と強調している。

- (5) 証人は、「拡散防止構想」(PSI) と UNCLOS の関係を取り上げ、PSI が大量破壊兵器の拡散防止の有効なツールであるが、UNCLOS が PSI を制約することもあり得るとし、批准賛成論者とは反対の見方をしている。証人は、①UNCLOS 第 110 条が海賊行為(船舶が無国籍)、奴隷取引、麻薬取引及び無許可放送を行っている場合にしか臨検を認めていないこと、②また公海上の政府所有船舶がいずれの国の管轄権からも完全に免除されることを指摘し、ほとんどのテロ支援国家が政府所有船舶を持っていることから、UNCLOS が公海上での拡散行為の隠れ蓑に利用される可能性を危惧している。その上で、証人は、米国が UNCLOS に加盟していない限り、常に単独で行動することができることを強調し、中国とロシアが UNCLOS 違反を主張して PSI に強く反対してきたことに留意すべきとしている。
- (6) 証人は、ロシアの北極遠征の狙いについて、「モスクワは、北極海の資源へのアクセスを獲得することだけでなく、米国にとって不利益な UNCLOS 加盟に向けて米国を追い立てることを期待している」と述べ、UNCLOS が持つ米国の主権と軍事活動に対する否定的側面を改めて指摘し、これはモスクワを利すが、UNCLOS は米国の利益にならないと強調している。

更に証人は、ロシアの大陸棚外側限界の延長申請について、UNCLOS が海洋海嶺を大陸棚縁部として認めていないにもかかわらず(第 76 条 3 項)、「大陸棚の限界に関する委員会」がロシアの申請を審議する意向を示していることは問題であるとし、もしロシアの申請が認められるようなことがあれば、ロシアが事実上北極海域を支配することになる、と警告している。その上で、証人は、ロシアの 2001 年の最初の申請を「委員会」が却下するに当たって、UNCLOS の加盟国でなかった米国が一定の役割を果たすことができたことと指摘し、「このエピソードは、米国は UNCLOS に加盟しないことで(二国間外交や北極協議会<the Arctic Council>など通じて)行動の自由を担保することができることを示している」と述べている。(北極圏を巡る関係各国の角逐については、海洋安全保障情報月報 2007 年 8 月号及び 9 月号参照。)

- (7) 証人は、その結論において、「UNCLOS の起草者達の狙いが(海洋とその海底面を含む)地球表面の 70%を管轄する超国家的機関を創ること、これが UNCLOS の最大の問題点の 1 つである」ことを改めて指摘し、批准反対を訴えた。

ギャフニー証人の証言：<http://foreign.senate.gov/testimony/2007/GaffneyTestimony071004.pdf>

2. スミス証人の批准反対論

スミス証人(以下、証人)の批准反対論は、UNCLOS の社会主義的な特徴が自由主義市場経済原則と相容れないとの認識を論拠としている。証人は、UNCLOS の特徴について以下のように述べている。「この条約は、長年にわたって確立され、かつ広く受け入れられてきた、海洋における航海に関する幾つかのルールを法制化と、海洋を国連によって組織された富の再配分計画における基本資源とするという、時代遅れの非生産的な集産主義的スキーム(an outdated and counter-productive collectivist scheme to make the oceans the funding source for an UN-organized wealth redistribution plan)*との、奇妙な混交である。この条約は、海洋を(UNCLOS 前文にいう)『人類の共同の財産』("the common heritage of mankind")と見なして開発を進める社会主義的権威(a

socialist entity) を生み出すことになろう。この権威は、米国などの民間企業に対して、全人類と共有することを強要して、その資産や知識を確保することになろう。」

証人は、特に「人類の共同の財産」という理念について、「この条約は、世界の潜在的な資源の 3 分の 2 を、共有の資産というステータスに恒久的に追いやる」ものであり、そのために UNCLOS は資源と技術のグローバルな再配分を強制し、独占的な鉱業企業体を創設し、競争を規制するという、市場経済システムとは懸け離れた国家統制主義的方策を目指している、と見なしている。そして証人は、米国の生物学者、ハーディン (Garrett Hardin) のいう「共有地の悲劇」(the Tragedy of the Commons) **を引き合いに、「資源を全ての者の管理におく政策は、悲劇的結果をもたらす可能性が高い」と指摘している。更に証人は、海底資源について法的スキームを創設し、海底資源を国連の財産として扱うというのは UNCLOS の最悪の規定であり、将来の鉱物生産を阻害し、海洋開発に適用される技術、ソフトウェア、知的財産に関わる企業家精神を衰退させることになろう、と主張している。

注* : 集産主義 (collectivism) とは、土地・工場・鉄道・鉱山などの重要な生産手段を国有化して政府の管理下に集中し、統制すべきであるという主義で、全体主義政権下で採用された。

注** : 「共有地の悲劇」は、ハーディンが米誌、Science, Vol. 162 (1968) に“The Tragedy of Commons”を公表したことで知られるようになった。共有地がオープンアクセスの場合、共有資源は乱獲によって資源の枯渇を招きやすいというもので、公共財の管理が孕む問題のメタファーとして引用される。

スミス証人の証言 : <http://foreign.senate.gov/testimony/2007/SmithTestimony071004.pdf>

3. 海事関係及び石油・天然ガス関係業界の批准賛成論

(1) ケリー証人の証言要旨

ケリー証人 (以下、証人) は、石油・天然ガスの開発・生産・輸送に関わる各業界を代表して証言し、要旨以下のように述べた。

① UNCLOS は、EEZ における資源に対する沿岸国の排他的権利を認めており、米国沖合における石油・天然ガス資源の開発にとって重要である。米国の EEZ は 410 万平方マイルに及ぶ。沖合石油生産技術は大きな進歩を見せており、メキシコ湾では 8,000 フィートの深海で石油探査を行っており、1 万フィートまでの油井の掘削という世界記録も達成している。現在の技術は、200 カイリを超えた海域での石油・天然ガスの探査を可能にしており、大陸棚外側限界海域における安定した環境の必要性を高めている。米国はアラスカ沖のチュクチ海台で外側限界を 350 カイリまで延伸できるとされており、米国の関係業界は、延長に関する国際的な手順に関心を持っている。

② 米国にとって、外側限界の延長を確定するためには、UNCLOS の規定に従うのが最良の選択である。そうすることで、米国は 30 万平方マイル以上の海域における鉱物開発の管轄権を得られる。そのためには、延長申請を裏付ける海図作成やその他の分析が必要になるが、米国はこのための幾つかの最良の技術を持っている。延長申請は、関係各国と競合する北極海において特に重要である。「大陸棚の限界に関する委員会」(Commission on the Limits of the Continental Shelf: CLCS) の下で、これから数百万平方キロに及ぶ沖合の管轄権を分割するという歴史的作業が始まる。ある専門家は、「これは、地球の歴史における恐らく最後の領土管轄権の確定作業となろう。多くの国は、これが如何に深刻なものであるかを理解していない」と指摘している。(北極圏につ

いては、特報 07 年 10 月 12 日号「北極圏を巡る関係各国の角逐」、海洋安全保障情報月報 2007 年 8 月号及び 9 月号参照)

- ③UNCLOS における航行の自由の保証は、エネルギー安全保障の観点から重要である。米国の海運貿易の約 44%が石油と関連製品の輸送である。米国の UNCLOS への加盟は、こうした権利に関連する立場を強めることになろう。米国の石油・天然ガスの輸入は増大する趨勢にあり、アジア地域においてもそうである。従って、輸入ルートに当たるシーレーンの安全保障は非常に重要になる。UNCLOS は、こうしたシーレーンにおける航行の自由を保障することができる。
- ④エネルギー業界は、海洋の境界の画定とシーレーンの安全保障の必要性に関心を高めている。我々は、UNCLOS への加盟が、こうした必要性に対処すると共に、米国の利益を護るためのリーダーシップを発揮するチャンスをもたらしと考えている。我々は、加盟しない場合、米国の関係業界の業務運営に悪影響が出ることを懸念している。現在、米国は加盟国ではないので、CLCS の作業を外から眺めているしかない。

ケリー証人の証言：<http://foreign.senate.gov/testimony/2007/KellyTestimony071004.pdf>

(2) コックス証人の証言要旨

コックス証人は、米国の 30 社の外航船舶会社が加盟する Chamber of Shipping of America の代表として、①米国の貿易量の 95%が海運に依存しており、世界各国の国旗を掲げた船舶が 1 日平均して 400 隻も米国に入港している状況に鑑み、②また航行の自由と無害通航権が UNCLOS の最も重要な規定であり、海運業界の効果的な運用と我々の日常生活がこれらの権利に依存しているとして、UNCLOS が航行の自由と無害通航権を保証していることの重要性を指摘した。そして証人は、「米国は、UNCLOS が規定する諸権利を保証する上で主要な役割を果たすと共に、航行の自由と無害通航権を含む海運業界に影響を及ぼす出来事に主導権を発揮していくべきである」と述べ、批准承認を訴えた。

コックス証人の証言：<http://foreign.senate.gov/testimony/2007/CoxTestimony071004.pdf>

(3) バーネット証人の証言要旨

バーネット証人（以下、証人）は、海底ケーブル敷設関連業界を代表して、North American Submarine Cable Association (NASCA) と加盟各社は米国と世界を繋ぐ海底ケーブルの維持と保全に重大な関心を持っているとして、要旨以下の諸点を指摘した。

- ①現在、約 30 本の海底ケーブルが米国の沿岸 10 州から敷設されており、2008 年にはアジアと結ぶ 2 本の太平洋海底ケーブルが運用を開始する。もしこれらのケーブルが突然ダウンすれば、米国の通信網は衛星通信に振り替えてもわずか 7%しか回復しない。
- ②UNCLOS は、第 21 条、第 51 条、第 58 条、第 79 条、第 87 条、第 112～115 条及び第 297 条第 1 項(a)の 10 カ所で、領海、群島水域、EEZ、大陸棚及び公海における海底ケーブルとパイプラインについて、包括的な法的規制を定めている。UNCLOS 批准反対論者は既存の慣習国際法で十分カバーできるという。しかし、海底ケーブルについては、幾つかの理由から当てはまらない。何よりも、UNCLOS は、海底ケーブルの敷設、維持及び運用という重要な分野で明らかに既存の国際法規を超えたものであり、しかもこれらの新たな義務の適切な執行を保証するために、加盟国に対してのみ拘束力のある紛争解決を提示することになっているからである。米国は現在、海底ケーブルの保護に関する 1884 年国際条約 (the 1884 International Conventions for

Protection of Submarine Cables) と 1958 年の公海に関する条約 (the 1958 Geneva Convention on the High Seas) に加盟している。これらの条約は、公海における海底ケーブルの敷設と補修について規定しているが、EEZ や大陸棚における海底ケーブル所有者の自由についての規定がない。

③UNCLOS はグローバルな国際通信網にとって鍵となるものであり、米国が加盟することで米国の通信業界によるリーダーシップの発揮が可能になり、既存の投資を護ると共に、新たな投資を促進することにもなる。そうすることで、EEZ や大陸棚における海底ケーブルに管轄権を及ぼそうとする国から、既存の権利を護ることもできる。

バーネット証人の証言：<http://foreign.senate.gov/testimony/2007/BurnettTestimony071004.pdf>

✂ 海外論調 ✂

北極圏を巡る関係各国の角逐—新たな冷戦？

はじめに

2007年8月2日、ロシアが北極点の海底に国旗を設置したことは、ロシアの領有権を主張する象徴的な示威行為と見られた。海洋安全保障月報では、9月号の情報分析で、「北極圏を巡る関係各国の角逐」を取り纏めた。国連海洋法条約（UNCLOS）では、北極海に面した5カ国、カナダ、デンマーク（グリーンランド）、米国、ノルウェー及びロシアが200カイリまでのEEZを認められており、更に自国の大陸棚が地勢的に北極点の海底に向けて伸びていることが証明されれば、350カイリまでの大陸棚外側限界の延長を主張することができる。従って、ロシアの行為は、これら関係各国の強い反発と対応を誘発することになった。大陸棚外側限界の延長については、国連海洋法条約（UNCLOS）第78条第8項に基づいて、国連の「大陸棚の限界に関する委員会」（Commission on the Limits of the Continental Shelf: CLCS）で論議される。UNCLOSの規定では、大陸棚外側限界の延長申請の期限は各国の批准から10年以内である。米上院のUNCLOS批准公聴会で証言した、ケリー（Paul C. Kelly）証人（President, Gulf of Mexico Foundation）は、CLCSの下でこれから数百万平方キロに及ぶ沖合の管轄権を分割するという歴史的作業が始まることについて、「これは、地球の歴史における恐らく最後の領土管轄権の確定作業となろう。多くの国は、これが如何に深刻なものであるかを理解していない」というある専門家の言を引用し、その重要性を指摘している。（海洋安全保障情報月報10月号、1.3外交「トピック」参照）

この「地球最後の領土管轄権の確定作業」において、最も深刻な角逐が予想されるのは北極圏であろう。北極圏の大陸棚延長申請を巡るCLCSでの本格的な審議は、関係5カ国の延長申請が出そろってからということになると見られる。既に、こうした角逐を、「新たな冷戦」と見る2つの論説を以下に紹介する。

1. ロシア紙、*Kommersant* の論説

8月4日付けのロシア紙、*Kommersant* は、「Cold war Goes North」と題し、「(今回の遠征によって) ロシアと西側の抗争は新たな戦線、即ち北極戦線を開くことになった」との認識を示している。

(1) 論説はまず、ロシアが国旗を設置したことに対して、米國務省報道官が「国旗を設置したことは、ロシアの主張（注：「ロモノソフ海嶺」が地勢的にロシアの大陸棚の延長である）を裏付けることにはならない。米国はロシアの主張自体を疑問に思っている」と述べたこと、カナダ外相が「今は15世紀ではない」と不快感を示したことなどを取り上げ、ロシアの行為が米国や西側関係国の反発を呼んだことに注目している。その上で、「国旗の設置は発見者が普通にやる行為であって、今回の遠征の目的は、ロシアの領土主権を主張することではなく、ロシアの大陸棚が北極点に伸びていることを証明することにあつた」とのロシア外相の反論を紹介している。しかし論説は、世界はロシアの意図を純粋に科学的なものとは見ていないと指摘し、その背景として、北極圏には石油・天然ガスを始め、各種鉱物資源が埋蔵されていると見られるが、資源開発には領土問題を解決し、境界が画定されなければ不可能であることを挙げている。

(2) 論説によれば、米国は、今回のロシアの遠征に当初から関心を持ち、偵察機を派遣している。また、沿岸警備隊砕氷艦による米国の北極調査チームの派遣計画にも言及している。（注：米国は、8

月 6 日にシアトルから、沿岸警備隊の砕氷艦、*Healy* を北極海域の調査のために派遣した。) こうした米国の対応や国務省報道官の発言などから、論説は、「ワシントンは、北極点の海底に国旗を設置したロシアの行為を、北極圏に対する宣戦布告に近い (nearly a declaration of war for the Arctic Region) 行為と受け止めており、米国はこの挑戦に応じようとしている。米国の UNCLOS 批准承認は時間の問題であり、それによってワシントンは “the big Arctic race” に参戦できる」と指摘している。そして論説は結論として、「こうしたことから、北極戦線 (the Arctic front) は、ロシアと西側の抗争における新たな戦場になるであろう」と予測している。(注：米上院外交委員会は 10 月 31 日、UNCLOS の批准承認を可決し、本会議に送付した。)

2. 米海軍連盟機関誌、*SEAPOW* の論説

米海軍連盟 (Navy League of the United States) の機関誌、*SEAPOW*、2007 年 10 月号はカバーストーリーで、“The Cold War?: U.S., Canada, Russia, Denmark Rush to Stake Arctic Claims” と題する論説を掲載し、北極圏を巡る関係各国の角逐を「新たな冷戦」と捉えて、要旨以下のように論じている。

- (1) まず、論説は、ロシアの遠征が北極圏における各国の科学調査に主権がらみの政治的思惑を加味することになったとし、その背景として以下の諸点を指摘している。①1 つは、北極海の海底に鉱物資源と共に、未発見の石油・天然ガス資源が埋蔵されているという期待である。②更に北極海の氷海の縮小は、これらの資源に対する関心を加熱させると共に、カナダの群島水域を通過しアジアに至る北西航路の定期通航の可能性を高めた。
- (2) 北極海の海底資源について、世界の未発見の石油、天然ガス資源の 4 分の 1 があるという研究も発表されている一方で、最近の研究では懐疑的見方も出てきているとしているが、いずれにしても、関係各国による北極点に向けての大陸棚外側限界の延長は、もし CLCS で承認されるようなことになれば、主権的権利を行使できる海域が拡大されることになり、当該国にとって潜在的メリットが大きい。

米国は「ロモノソフ海嶺」が自国の大陸棚の延長とするロシアの主張を認めていないとして、論説は、以下のように述べている。①ロシアは 2001 年に CLCS に「ロモノソフ海嶺」について延長申請した。CLCS は、2002 年に更なるデータの提出を求めて、この申請を拒否した。国務省の担当官は、「ロシアが新たなデータを提出するために収集したデータを分析するには 1 年からそれ以上かかるであろう」と見ている (ロシアの提出期限は 2009 年 5 月)。②国務省の担当官は、米国の対応について、「我々は、UNCLOS に加盟していないこともあって、世界の多くの国から遅れている。我々は、米国の大陸棚が何処に伸びているかを正確に測定するために、これまで以上に調整された作業を進めている」と語った。同担当官は更に、「もし我々が加盟しなければ、CLCS に提出する作業を進めることができず、そうなれば、加盟国として受けるべき (境界線の) 明確な国際的認知を享受できないであろう。大陸棚に対する主権的権利の確定は、資源の開発という経済的利益に直接関係する。資産の保全は投資を護るために石油会社にとって重要である」と述べた。

- (3) 北極海の氷海の縮小は、大西洋側のラブラドル海からベーリング海峡を経由してアジアに至る北西航路 (the Northwest Passage) が、軍事利用と共に、商業通航や観光に大きなインパクトを与えると予測されている。北西航路の利用可能性が増大すれば、この航路の国際的位置づけが改めて問題となってくるが、この点についての米国のスタンスについて、論説は、以下のように述べている。①米国は、UNCLOS 第 37 条 (「公海又は EEZ の一部分と公海又は EEZ の他の部分との間に

ある国際航行に使用されている海峡)に規定される国際海峡と見なしている。②米国は、内国航路とするカナダの主張を、公に拒否してきた。(注：8月21日の北米3カ国首脳会議において、ブッシュ大統領は、北西航路について、「我々は、この航路が国際航路であると考えている」と言明した。)③統合参謀本部の海洋政策顧問、クラスカ (Cmdr. James Kraska) 准将は、「米国が UNCLOS に加盟すれば、北西航路に直接関係する UNCLOS の条項を論議する場に参加できよう」と語っている。

- (4) 北極圏のもう1つの重要性は、その軍事的価値である。最近の米国における北極圏に対する関心の高まりは米海軍が冷戦後においても依然として北極圏に戦略的関心を持っていることを示しているとして、論説は、以下の諸点を指摘している。①冷戦期は、北極圏は対潜水艦戦の戦域であった。例えば、米国は、この海域のソ連の弾道ミサイル潜水艦 (SSBN) を探知することに関心を持っていた。②米国は、北西航路では「航行の自由」を行使していないが、北極圏については潜水艦の潜航通航を含め自由に通航している。潜水艦が太平洋に展開する場合、パナマ運河経由に比して 5,000 カイリの短縮になり、しかも潜航通航による秘匿性が維持でき、運河通航料 (約 100 万ドル) も節約できる。③前出のクラスカ准将は、「戦略投入の観点かすれば、北極経由は早く、安全でしかも安価である」と語っている。1988年の米加協定によって、北西航路における米沿岸警備隊の海洋科学調査についてはカナダに通報する義務があるが、クラスカ准将は、軍事行動については通報しないと説明している。

おわりに

海洋安全保障情報月報 2007年9月号の情報分析でも指摘したが、今後10数年間、UNCLOSが目指す海洋秩序の確立に向けて、関係各国の政治的、経済的思惑が絡んだ、「地球最後の領土管轄権の確定作業」を巡って厳しいせめぎ合いが予想される。北極圏は特に、地球温暖化による氷海の縮小という予測の中で、そして探査技術と深海掘削技術の進展などを踏まえた埋蔵資源への期待などから、関係各国が排他的な主権的権利を行使できる海域と、「人類の共同の財産」(UNCLOS 前文)としての海洋とを切り分ける、CLCSの作業は難航を極めそうである。まさに「新たな冷戦」と表現するに相応しい角逐に対応していくためには、関係各国は国家の総力を挙げた対応が求められるであろう。前出の専門家の言のように、各国は「その深刻さ」を十分認識しなければならない。

1.4 海運・資源・環境・その他

10月「マレーシア横断パイプライン計画—原油輸送の代替ルートになるか」(Jane's Intelligence Review, October, 2007)

マレーシア北部に建設が計画されている、マレーシア横断パイプライン計画については、海洋安全保障情報月報では2007年4月、5月及び6月の各号で、計画の概要やその影響などについて取り上げてきた。英誌、*Jane's Intelligence Review*の2007年10月号は、“Pipe dream; Feasibility of proposed Malaysian pipeline”と題する論説で、東南アジア安全保障問題専門のフリーランサー、グリーンウッド(Gavin Greenwood)は、パイプライン計画が輸送ルートの短縮になるかどうかについて疑問を投げかけ、要旨以下のように述べている。

この計画の利点の1つとして、ペルシャ湾から東アジアへの輸送ルートが短縮されることが主張されている。それによれば、パイプラインによってマラッカ海峡経由より3日間の短縮になれば、原油1バレル当たり1.5米ドルの輸送コストの節約になる。マラッカ海峡を通航する原油は1,000~1,200万B/Dといわれるが、パイプラインによってそれが当初は20%程度、その後は半分程度にまで減少すると見積もられている。パイプライン建設を担当する、Trans-Peninsula Petroleum Sdn Bhd (TPP)は、Suez-Mediterranean (Sumed)パイプラインの例を挙げ*、建設費は2015年の完成後7年間で償還でき、それ以降利益が出ると予測している。

しかしながら、グリーンウッドは、こうした輸送距離の短縮が経費の節減に繋がるという見通しに疑問を投げかけ、以下の諸点を指摘している。①マレーシアの財政調査会社の見積もりでは、超巨大タンカー(Very Large Crude Carrier: VLCC)によるペルシャ湾から東アジアへの輸送コストは1バレル当たり2.28米ドルであるが、パイプラインを利用すれば1バレル当たり0.64米ドルの追加費用が必要になる。更に、2010年までにタンカーの隻数が過去25年間で最大になり、輸送コストが低下すると予測される。②また、パイプラインは故障などによる機能停止に脆弱である。マレーシア横断パイプラインの場合、マラッカ海峡を利用することで容易に時間短縮の利点を相殺することができる。③Sumedパイプラインはスエズ運河を通航できないVLCCにパイプラインか南アフリカの喜望峰経由かの代替ルートを提示するもので、例としては適切ではない。

注*: Sumedパイプラインは、紅海沿岸のAin Sukhnaからスエズ運河に沿って地中海沿岸のSidi Kerirとを結ぶもので、全長125キロ、輸送能力250万B/D、1977年に完成した。Sumedパイプライン稼働後、更にはVLCCが南アフリカの喜望峰経由で原油を欧州向けに輸出するようになってから、運河収入は減少傾向が続いているといわれる。

10月1日「米海軍、タンカー・原潜衝突事故で川崎汽船と和解」(Japan Today, October 2, 2007)

米海軍は1日、2007年1月9日のタンカー「最上川」(29万9,999トン)と米原潜、USS *Newport News*とのホルムズ海峡における衝突事故について、川崎汽船との間でタンカーの修理費用とその間の補償費用を支払うことで合意した、と発表した。支払金額は公表されていない。

10月10日「オーストラリア、北部海域の海図作成」(The Department of Defence, Australia, October 10, 2007)

オーストラリア国防省は10日、北部海域のトレス海峡(パプアニューギニア島との間)と北部バ

リアリーフの海図を作成するために、調査会社を選定した。これは、政府が3億8,890万豪ドルで推進している北部海域での外国漁船による不法操業取締り計画の一環で、the Fisheries Protection Survey and Charting Projectの第2段階として、1,850万豪ドルの費用で今後3年間にわたって北部海域の正確な海図が作成される。これによって、現在不正確な海図でこの海域での法執行活動を実施している、海軍と関係機関の艦船が安全に活動できるようになる。第1段階では6,360平方キロの海域が調査されたが、今回は1万2,000平方キロの海域が調査されることになっている。調査は、国際水路機関(International Hydrographic Organisation: IHO)の基準に従って、2007年11月から2009年1月まで行われる。

10月10日「インド、港湾開発でミャンマーと合意へ」(BBC News, October 10, 2007)

インドの公式筋によれば、インドは近く、ミャンマー軍事政権との間で、シットウエ(Sittwe)港の開発協定に調印することになっている。両国は、約1,600キロにわたって国境を接しており、ミャンマー・アンカラ州のシットウエからインドのミゾラム州まで160キロである。協定によれば、インドは、1億300万米ドルの費用で、シットウエ港に新たな港湾施設を建設し、カラダン川によってインド北東部と連結する計画である。専門家によれば、協定が調印されれば、3年で完成すると見られ、これによってインド北東部は大きな恩恵を受け、輸送コストが40%~50%削減されると見られる。インドは長年、北東部諸州に物資を輸送するために、隣国の港湾使用を渴望してきた。ミャンマーとの交渉は、バングラデシュがチッタゴン港の使用を認めないことが明らかになってから、始まった。公式筋によれば、現在交渉は最終段階にあり、1カ月以内に調印される運びという。(本件については、海洋安全保障情報月報2007年2月号1.4海運等も参照)

インドは現在、ミャンマー西部で道路と鉄道を建設しており、同国の豊富な埋蔵量を誇る石油・天然ガスへのアクセスも求めている。インドの7つの北東部諸州のほとんどは絶え間ない分離運動に悩まされており、インド政府は、ミャンマーに根拠地を置く反政府勢力を駆逐するためにもミャンマーの軍事政権を頼りにしている。

10月19日「米沿岸警備隊、アラスカ州に初の哨戒基地建設を計画」(International Herald Tribune, October 19, 2007)

米沿岸警備隊は、既に北極海域で定期運航が始まっている船舶の緊急事態やタンカーの油漏れなどに対応するために、北極海に面した米国最北端の町、アラスカ州バローの近くに初の哨戒基地の建設を計画している。北極海域の航行可能期間が長くなっていることに伴って、沿岸警備隊は既に、ロシアとの間で、将来予想されるベーリング海峡を経由する船舶の通航管制について話し合っている。沿岸警備隊によれば、新設基地は、当初は季節限定で、寒冷地哨戒用のヘリと数隻の小型哨戒艇で、2008年春までに発足することになる。

沿岸警備隊の砕氷艦、*Healy*によるアラスカ州北部海底に関する米国の海洋調査は9月に完了したが、この調査によって、新たに数千平方マイルの海底に米国の主権的権利が及ぶことを証明する証拠が得られた。(この調査については、海洋安全保障情報月報2007年9月号2.情報分析参照) 調査チームのリーダー、メイヤー(Larry Mayer, director of the Center for Coastal and Ocean Mapping at the University of New Hampshire)教授によれば、今夏の氷海の縮小によって以前の調査より遙かに北方海域の海底を調査することができ、以前の予測より大陸棚の斜面が200マイルも延びていることが発見されたという。米国の主張を裏付けるには更なる調査が必要となるが、各国は国連海洋法条約

(UNCLOS) の下で、大陸棚外側限界の延長を申請する権利を持っている。米国が現在、UNCLOS への加盟承認について上院で審議中である (海洋安全保障情報月報 2007 年 9 月号及び本月報 1.3 外交国際関係、トピックス参照)。今後、沿岸警備隊は、北極圏における活動の増大が予測される中、捜索救難能力と環境保護能力の強化が必要となろう。アレン (ADM Thad W. Allen) 沿岸警備隊司令官は、今後この海域の船舶通航が増大することになれば、ベーリング海峡がジブラルタル海峡のようなチョークポイントになる可能性を指摘している。

備考：以下のアドレスから北極海の氷海の経年変化の資料が参照できる

http://www.nytimes.com/interactive/2007/10/01/science/20071002_ARCTIC_GRAPHIC.html#first

2. 情報分析

2007年第3四半期までの海賊行為と武装強盗事案

1. 国際海事局 (IMB) の報告書

国際海事局 (the International Maritime Bureau: IMB) はクアラルンプールにある海賊通報センター (Piracy Reporting Centre) を通じて、2007年10月16日、2007年第3四半期まで (1月1日～9月30日) の世界で起きた船舶への海賊行為と武装強盗事案に関する報告書を公表した。IMBの定義によれば、海賊 (Piracy) と武装強盗 (Armed Robbery) とは、「強盗あるいはその他の犯罪に及ぶ明らかな意図を持って、そしてこれらの行為をするに当たって武器を使用する明らかな意図あるいは能力を持って、船舶に乗り込む、あるいは乗り込もうとする行為」をいう。この定義には、当該船舶が入港中、投錨中、航行中のいずれを問わず、既遂、未遂の全ての行為が含まれているが、ナイフで武装していない窃盗は除かれている。以下は、報告書の主な内容である。

1. 発生 (未遂を含む) 件数と発生海域から見た特徴

2007年第3四半期までに通報された全発生件数は198件であった。その内訳は、既遂が132件で、その内、ハイジャックが15件で、乗り込み事案が117件であった。未遂事案は66件で、その内、発砲が11件、乗り込み未遂事案が55件であった。この件数は、2006年同期の174件 (同通年239件) からは24件、14%増となっている。これは、過去5年間で最も多かった2003年同期の344件 (同445件)、2004年同期の251件 (同335件) そして2005年同期の205件 (同276件) に比べれば件数は少ないが、過去5年間で初めて対前年比増となった。IMBは、「現在の傾向が続くとすれば、2004年以降の海賊行為の減少傾向が終わったように思われる」と警告している (AP, October 16, 2007)。

表1に見るように、発生海域から見れば、第3四半期までの198件中、121件が6カ所の海域で発生している。即ち、多い順に見れば、インドネシア群島水域が圧倒的に多く37件 (2006年同期40件) で、次いでソマリア沖26件 (同8件)、ナイジェリア沖26件 (同9件)、バングラデシュ沖が13件 (同33件)、アデン湾・紅海10件 (同9件)、タンザニア沖9件 (同2件) となっている。

これによれば、インドネシア群島水域での発生件数が最も多く、発生件数から見限り、世界でも危険な海域となっている。こうした状況はここ10年来不変だが、過去5年間の発生件数を見れば、2003年同期の87件から毎年確実に減少してきている。またマラッカ海峡での発生件数も半減し、過去5年間を見れば、2005年以降大幅に減少してきている。マレーシア沖 (東岸) は2006年同期の9件から2件減少し7件になっているが、アジアの海域では、インドネシアに次いで発生件数が多い海域である。シンガポール海峡では3件で、2006年同期と同じである。アジアでは他に、フィリピン沖が2件 (2006年同期3件)、タイ沖・タイ湾で2件 (同1件)、南シナ海で3件 (同1件)、ベトナム沖で4件 (同3件) などとなっている。

ベンガル湾のバングラデシュ沖での発生件数が2006年同期の33件から13件に激減しているのが注目されるが、報告書は、「2006年1月以降のバングラデシュでの発生件数は60件 (2006年1年間で47件) となっている。海賊は停泊準備中の船舶を目標としており、チッタゴン港での襲撃事案の大部分は停泊中か、入港中の船舶であった。全体の件数は減少しているが、この海域は依然として極めて危険な海域であり、再び襲撃事案が増大し始めたようである」と警告している。

他方、ソマリア沖での発生件数は 26 件であるが、報告書は更に多くの未通報事案があった可能性を指摘している。報告書は、一部の海賊は極めて危険で、船舶を停船させるために自動火器や時にはロケット推進擲弾を発射し、また攻撃発進のための「母船」を使用していると見られる、と述べている。IMB は、ソマリアの港湾に入港しない船舶は沿岸から 200 カイリ以上離れて航行するよう警告している。アデン湾・紅海を含めた発生件数は 36 件に達しており、「アフリカの角」地域の周辺海域が依然として危険な海域であることを示している。

ナイジェリア沖の発生件数は 26 件で 2006 年同期の 9 件から大幅に増え、最近 5 年間で最も多かった 2003 年同期の 28 件に近い。2007 年 7 月の「2007 年上半期の報告書」では、これらの事案のほとんどは産油地帯のニジェール川河口デルタで発生し、当初はオイルリグへの支援船が攻撃対象であったが、最近ではタンカーに対する攻撃も見られ、しかも海賊は重武装で、生命の危険と環境破壊の危険性が高まっている、と指摘されていた。

(2007 年 7 月の「2007 年上半期の報告書」については、海洋安全保障情報月報 2007 年 7 月号、2.情報分析参照)

表 1：最近 5 年間の各年第 3 四半期までのアジア及びその他の多発海域での発生（未遂を含む）件数の推移

海 域	2003	2004	2005	2006	2007
インドネシア	87	70	61	40	37
マラッカ海峡	24	25	10	8	4
マレーシア	5	8	3	9	7
フィリピン	12	3		3	2
シンガポール海峡		8	7	3	3
タイ/タイ湾	1	4	1	1	2
南シナ海		8	4	1	3
ベトナム	10	3	8	3	4
バングラデシュ	37	15	14	33	13
インド	24	10	12	3	7
アデン湾・紅海	17	5	8	9	10
ソマリア	3	1	19	8	26
ナイジェリア	28	18	14	9	26
タンザニア	5		4	2	9
各年第 3 四半期合計*	344	251	205	174	198
各年通年合計*	445	335	276	239	

出典：2007 年第 3 四半期報告書 5～6 ページの表 1 から作成。

注*：各第 3 四半期及び通年の合計発生件数は、報告書の全ての対象海域を含む。

2. 態様から見た特徴

報告書によれば、2007年第3四半期までの既遂事案132件の内、停泊中(berthed)が16件(2006年同期10件)、投錨中(anchored)が77件(同75件)で、航行中(steaming)が32件(同38件)で、情報なし(not stated)が7件(同1件)であった。一方、未遂事案66件の内、停泊中が1件(同ゼロ)、投錨中が16件(同20件)、航行中が49件(同30件)であった。既遂事案の多かった、インドネシア、バングラデシュ及びナイジェリアでは投錨中に襲撃される事案が最も多く、それぞれ20件(全件数29件)、11件(同12件)、11件(同20件)であった。他方、ソマリアでは、既遂事案9件中、航行中が6件であり、この海域の海賊が「母船」を使用する特性を反映している。

第3四半期までに停泊中と投錨中に3回以上の襲撃件数が報告された港湾と泊地は世界で16カ所、その内10回以上はナイジェリアのラゴスが14件、バングラデシュのチッタゴンが13件で、アデン湾・紅海10件の3カ所であった。アジアでは、インドネシアのベラワン7件、バロンガン6件、ジャカルタ・タンジュン・プリオク、ドゥマイ及びバリクパパン各3件、マラッカ海峡4件、シンガポール海峡3件、及びベトナムのブンタウ3件であった。

第3四半期までに全襲撃件数198件を船舶のタイプで見れば、最も多かったのは「コンテナ船」の39隻(2006年同期37隻)、2番目に多かったのは「ケミカル・タンカー」の35隻(同25隻)、3番目が「一般貨物船」で27隻(同19隻)、4番目が「ばら積み船」と「原油タンカー」の22隻(前者同39隻、後者同6隻)、5番目が「漁船・トロール船」の12隻(同8隻)であった。これら襲撃される件数の多い船舶のタイプはここ数年の傾向であるが、2006年同期と比べれば、「ばら積み船」と「原油タンカー」の増減ぶりが目立っている。

3. 人的被害と使用武器の特徴

表2に示したように、乗組員の人的被害状況について見れば、2007年第3四半期までの人的被害の総数は286人で、2006年同期の218人に比して大幅増となっており、襲撃件数と共に、過去5年間で初めて対前年同期比で増加となっている。特に誘拐・身代金要求事案は増えており、2006年同期の20人から63人と大幅増になっているのが注目される。

人的被害の発生場所から見れば、誘拐・身代金要求事案の63人中、ナイジェリアが40人、ソマリアが20人で、この両国でほとんど全てを占めている。また人質となった人数も172人中、この両国が圧倒的に多く、ナイジェリアが24人、ソマリアが85人となっている。次いで多かったのは、エリトリアが23人、タイとガイアナ各11人、インドネシア7人であった。更に、死亡3人中、ナイジェリアとソマリアが各1人(もう1人はタイ)で、こうした人的被害状況から見れば、この2カ国が最も危険な場所ということになる。

海賊の使用武器から見ても、表3のように、2007年第3四半期までの全発生件数198件の内、銃器が使用された事案が51件であった。これを発生場所から見れば、ナイジェリアとソマリアが各14件で、これに次ぐのがインドネシアの4件であり、この面から見てもこの2カ国が最も危険な場所といえる。ナイフを使った襲撃事案では、全47件中、インドネシアが10件で最も多く、次いでバングラデシュの9件、ナイジェリアの6件であった。なお、全発生件数198件の内、その他の武器が9件、通報なしが91件あった。

表 2 : 2003 年以降の各第 3 四半期までの乗組員の人的被害状況

状 況	2003	2004	2005	2006	2007
人質	221	186	259	163	172
誘拐・身代金要求	N/A	N/A	12	20	63
乗組員脅迫	38	29	10	14	4
乗組員襲撃	33	10	3	2	21
乗組員負傷	61	51	19	13	21
乗組員死亡	20	30	-	6	3
行方不明	43	21	12	-	2
第 3 四半期までの合計	416	327	315	218	286

出典：2007 年第 3 四半期報告書 11 ページの表 8 から作成。

表 3 : 2007 年第 3 四半期までの主な襲撃事案の発生場所と使用武器

場所／武器のタイプ	銃 器	ナイフ	その他の武器	情報なし
インドネシア	4	10	4	19
マラッカ海峡	1			4
マレーシア	2	3		2
フィリピン	1	1		
シンガポール海峡		1		2
タイ／タイ湾	1			1
南シナ海	1			2
ベトナム		1		3
バングラデシュ		9		4
ナイジェリア	14	6		6
ソマリア	14			12
小計*	51	47	9	91
第 3 四半期までの合計*	198			

出典：2007 年第 3 四半期報告書 12～13 ページの表 10 から作成。

注*：件数は報告書の全ての対象海域を含む。

II. ReCAAP の報告書

2006 年 9 月に発効したアジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) に基づいて設立された、ReCAAP 情報共有センター (ISC) は、2007 年第 3 四半期までにアジア地域で発生した海賊行為と船舶に対する武装強盗事案に関する報告書を公表した。以下は、ReCAAP 報告書から見た、2007 年第 3 四半期の海賊行為と船舶に対する武装強盗事案の特徴である。

1. 海賊と武装強盗の定義

海賊 (Piracy) と武装強盗 (Armed Robbery) とは、ReCAAP・ISC の定義によれば、海賊については国連海洋法条約 (UNCLOS) 第 101 条「海賊行為の定義」に従っている。船舶に対する武装強盗については、国際海事機関 (IMO) が 2001 年 11 月に IMO 総会で採択した、「海賊行為及び船舶

に対する武装強盗犯罪の捜査のための実務コード」(Code of practice for the Investigation of the Crimes of Piracy and Armed Robbery against Ships) の定義に従っている。

2. 発生(未遂を含む)件数と発生海域から見た特徴

ReCAAPの対象海域における過去3年間の第3四半期までの発生件数は、下表の通りである。

表4：過去3年間の第3四半期までの発生件数

	2007年1～9月		2006年1～9月		2005年1～9月	
	既遂	未遂	既遂	未遂	既遂	未遂
南アジア						
バングラデシュ	10	1	24	12	14	4
インド	5		2		10	1
アラビア海	1	3				
ベンガル湾	1					1
スリランカ		1				
東南アジア						
インドネシア	28	8	31	10	45	7
マレーシア	6	2	10		2	
ベトナム	4		3		9	
タイ湾					1	
南シナ海	1	3	3		3	4
マ・シ海峡	1	1	3	3	8	7
タイ	1		1			
フィリピン	1	1	2			
総計	59	18	79	25	92	24
	77		104		116	

出典：ReCAAP Quaterly Report (1st January 2007 –30th September 2007), p.11, Table 6 より作成。

ReCAAP 報告書の主たる情報源は、ISCの情報ネットワークシステム (IFN) であるが、必要な場合、国際海事機関 (IMO) や国際海事局 (IMB) やその他のデータを利用している。報告書によれば、2007年第3四半期までの発生件数は77件で、その内、既遂が59件、未遂が18件であった。報告書によれば、2007年第3四半期までの発生件数は、2006年同期の発生件数104件(既遂79件、未遂25件)、2005年同期の116件(既遂92件、未遂24件)と比べれば、大幅な減少となっている。ReCAAP報告書は、バングラデシュとインドネシア群島水域での事案の減少が指摘されているが、一方で、インドとマ・シ海峡周辺海域と港湾における襲撃事案が発生に注目している。

3. 態様から見た特徴

ReCAAPの報告書によれば、2007年第3四半期までの既遂、未遂を含む発生件数77件における、襲撃された船舶の状況を四半期毎に示したのが下表である。

表 5 : 2007 年各四半期における襲撃された船舶の状況

	2007 年 1～3 月		2007 年 4～6 月		2007 年 7～9 月		2007 年 1～9 月	
	入港/ 投錨中	航行中	入港/ 投錨中	航行中	入港/ 投錨中	航行中	入港/ 投錨中	航行中
南アジア								
バングラデシュ	1		3		7		11	
インド	1		1	1	2		4	1
アラビア海		2		1				3
ベンガル湾		1						1
スリランカ						1		1
小計	2	3	4	2	9	1	15	6
東南アジア								
インドネシア	8		14	1	9	2	31	3
マレーシア	1	1	4	1	1		6	2
ベトナム	1		2		1		4	
南シナ海		1				3		4
マ・シ海峡		1				2		3
タイ				1				1
フィリピン				1	1		1	1
小計	10	3	20	4	12	7	42	14
総計	12	6	24	6	21	8	57	20

出典 : ReCAAP Quaterly Report (1st January 2007 –30th September 2007), p.7, Table 3 より作成。

これによれば、全体として入港中あるいは投錨中に海賊に襲撃されるケースが多いが、中でもバングラデシュとインドネシアでの事案が圧倒的に多く、報告書の発生場所を示す地図から見て、バングラデシュのチッタゴン、インドネシアのタンジュン・プリオク（ジャカルタ）、同スマトラ島のベラワン及びドゥマイの各港湾における襲撃が目立っている。

一方、2007 年第 3 四半期までの襲撃された船舶のタイプでは、最も多かったのは「コンテナ船」と「ばら積み船」で各 12 隻、2 番目が「タンカー（その他）」の 11 隻、3 番目が「ケミカル・タンカー」と「一般貨物船」の 8 隻、以下「精製品タンカー」と「原油タンカー」が各 7 隻、「タグボート/はしけ」が 5 隻、「漁船・トロール船」及び「ヨット」が 2 隻、「車両運搬船」、「LNG タンカー」及び「ローロー貨物船」が各 1 隻であった。報告書によれば、2005 年と 2006 年の同期では、襲撃船舶で最も多かったのは「ばら積み船」で、それぞれ 42 隻、30 隻であった。一方、「コンテナ船」は 2005 年同期では全体の 4 番目で 9 隻、2006 年には 2 番目で 22 隻であり、2007 年の件数自体は少ないが、1 番目であり、襲撃目標として増えてきているのが注目される。

4. ReCAAP の報告書に見る発生事案の重大度の評価

ReCAAP の報告書の最大の特徴は、発生事案の重大度（Significance of Incident）を、暴力的要素（Violence Factor）と経済的要素（Economic Factor）の 2 つの観点から評価し、カテゴリー分けをし

ていることである。

暴力的要素の評価に当たっては、①使用された武器のタイプ（ナイフなどよりもより高性能な武器が使用された場合が最も暴力性が高い）、②船舶乗組員の扱い（死亡、拉致の場合が最も暴力性が高い）、③襲撃に参加した海賊／武装強盗の数（この場合、数が多ければ多いほど暴力性が高く、また組織犯罪の可能性もある）を基準としている。

経済的要素の評価に当たっては、被害船舶の財産価値を基準としている。この場合、船舶が積荷ごとハイジャックされる場合が最も重大度が大きくなる。

以上の判断基準から、報告書は以下のようなカテゴリー分けをしている。

Category	Significance of Incident
CAT 1	Very Significant
CAT 2	Moderately Significant
CAT 3	Less Significant

報告書によれば、2007年第3四半期までの既遂事案59件をカテゴリー分けすれば、下表のようになる。

表6：2007年各四半期における既遂事案59件のカテゴリー分け

	2007年1～3月	2007年4～6月	2007年7～9月	2007年1～9月
CAT 1	1	1	2	4
CAT 2		6	3	9
CAT 3	13	16	16	45
区分不可			1	1
総計	14	23	22	59

出典：ReCAAP Quarterly Report (1st January 2007 –30th September 2007), p.6, Table 2 より作成。

報告書によれば、2007年第3四半期までの既遂事案59件の内容は、入港/投錨中に襲撃された事案48件中、41件がCAT 1、6件がCAT 2、1件が区分不可であった。しかしながら、航行中に襲撃された事案は一般的にCAT 1かCAT 2がほとんどで、11件中、7件がCAT 1かCAT 2であった。

使用武器のタイプについて見れば、既遂事案59件の内容は、火器2件、ナイフ19件、火器とナイフ5件、その他の武器5件、不明28件であった。船舶乗組員の扱いについては、既遂事案59件中、重傷事案が1件、船外に投げ出された事案が2件（内、1件はCAT 1、他はCAT 2）、人質/襲撃事案が1件、脅迫された事案が6件、誘拐事案が2件（いずれもCAT 1）、死亡事案が1件、不明46件であった。海賊／武装強盗の数については、既遂事案59件中、1～6人グループが49件で、7～9人グループが4件、9人以上のグループは6件（内、4件は航行中の襲撃事案）であった。

経済的要素については、既遂事案59件中、貨物の放棄/ハイジャックが3件、現金/所有物盗難が4件、備品/エンジン部品の盗難が33件、その他の物品の盗難が5件、不明/被害なしが14件であった。

報告書によれば、2007年第3四半期までの既遂事案59件の内、CAT 1とされているのは以下の4件である。

- ① 3月14日にインドネシアのプラウ・ビンタン東方約30カイリを航行中のホンジュラス船籍のタンカー、*Ai Maru*が襲撃された事案で、シンガポールの **Focal Point** から通報があった。この事案では、ショットガン、ライフル、短刀で武装した10人のグループが2隻の高速ボートで接近し、タンカーに乗り込んだ。乗組員に大きな被害はなかったが、書類やパスポート、船員手帳、現金、携帯電話などが奪われ、通信設備などが壊された。積荷は無事だった。
- ② 4月2日にタイ西岸タルタオ島沖約5カイリを航行中のタイのトロール漁船が銃で武装した5人の強盗に襲撃された事案で、タイの **Focal Point** から通報があった。5人の強盗は漁船に乗り込み、乗組員を船外に投げ出し（その後、救出された）、漁船を奪って、スマトラ島に向かうのが目撃されたが、その後、襲撃海域の近くで発見された。
- ③ 8月13日にマラッカ・シンガポール海峡を航行中のマレーシアの「はしけ」を曳航中のタグボートが銃器で武装した10人の強盗に襲撃された事案で、シンガポールの **Focal Point** から通報があった。強盗は、全ての通信機器を破壊し、乗組員の私有物と船の文書を盗み、船長と機関長を拉致した。残りの6人の乗組員は無事だった。8月27日付けのAP通信は、船長と機関長が身代金を支払った後、釈放されたと報じたが、身代金の額や強盗の正体は不明である。
- ④ 9月22日にインドネシアのビンタン島（シンガポール沖合）南東海域を航行中のインドネシアのタンカー、*MV Kraton*が襲撃された事案で、シンガポールの **Focal Point**、及びインドネシア当局から通報があった。このタンカーは乗組員17人で、スマトラのパレンバンを出港し、中部ジャワのチラチャップ（インド洋側）に料理油を輸送中であつた。高速ボートで近づいた2人のピストルで武装した強盗が船に乗り込み、その後12人が乗り込んできた。彼らは、ピストル4丁、手榴弾1個、短刀10本で武装していた。船長は、船舶警報通報装置（SSAS）を作動させると共に、パレンバンのタンジュン・バイヨットのパイロット・ステーションに通報した。船長は警報を切るようピストルで脅迫され、命令に従った。一方、パイロット・ステーションは関係機関に事案を通報した。インドネシア海軍は24日、このタンカーを捕捉した。乗組員は無事だった。（この事案については、海洋安全保障情報月報2007年9月号1.1治安参照。）

リンク先

ABC Radio Australia	http://www.abc.net.au/ra/
ABS-CBN News	http://www.abs-cbnnews.com/
Antara News	http://www.antara.co.id/en/
AP	http://www.ap.org/
Australia Department of Defence	http://www.defence.gov.au/media/
BBC News	http://www.news.bbc.co.uk/
British Antarctic Survey	http://www.antarctica.ac.uk/
Channel News Asia	http://www.channelnewsasia.com/
Chosun Ilbo (朝鮮日報)	http://www.english.chosun.com/
CNN	http://www.cnn.com/
Defense-aerospace.com	http://www.defense-aerospace.com/
Federation of American Scientific	http://www.fas.org/main/home.jsp
Honolulu Star-Bulletin	http://starbulletin.com/
International Herald Tribune	http://www.iht.com/
International Maritime Organization	http://www.imo.org/
Jane's Intelligence Review	http://jir.janes.com/public/jir/index.shtml
Japan Today	http://www.japantoday.com/
Kommersant (Russia)	http://www.kommersant.com/
Mongolia Web	http://www.mongolia-web.com/
Navy League of the United States	http://brem-olympic.nlus.us/
Navy Mil	http://www.navy.mil/swf/index.asp
Navy News Stand	http://www.navy.mil/index.asp
New York Times	http://www.nytimes.com/
ReCAAP	http://www.recaap.org/index_home.html
Reuters	http://today.reuters.com/news/default.aspx
SEAPOWER (Navy League of the United States)	http://www.navyleague.org/membership/ind_benefits.php
Stars and Stripes	http://www.stripes.com/
Terrorism Monitor (Jamestown)	http://www.jamestown.org/
The Guardian	http://www.ngrguardiannews.com/
The Irrawaddy	http://www.irrawaddy.org/
The Straits Times (Singapore)	http://straitstimes.asiaone.com/
The United Nations (CLCS)	http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/clcs_home.htm
U.S. Senate Committee on Foreign Relation	http://foreign.senate.gov/hearings/2007/hrg071004a.html
Washington Post	http://www.washpost.com/index.shtml
Xinhua (新華社)	http://www.xinhuanet.com/english/
読売新聞 (Yomiuri Online)	http://www.yomiuri.co.jp/

海洋政策研究財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目15番16号 海洋船舶ビル3F
TEL.03-3502-1828 FAX.03-3502-2033

((財)シップ・アンド・オーシャン財団は、標記名称にて活動しています)